



佐久穂町 新型コロナウイルス 第6波対応事業者支援金

町では、新型コロナウイルス感染症の第6波の到来により、売上げが大幅に減少している町内の飲食店等及び関連事業者を支援するため、支援金を交付します。

対象者

令和4年1月8日現在の佐久穂町内事業者で、新型コロナウイルス感染症対策を行い今後においても事業活動を継続する事業者のうち、以下の業種

- 宿泊事業者
- 飲食店等事業者
- 農林水産物製造加工事業者(複発酵酒・味噌・醤油・漬物・製菓・きのこ類・魚類・肉類等)
- タクシー事業者
- 佐久圏域の飲食店等への納品業者(※農産物生産事業者は対象外とする。)
- レジャー施設(スキー場、キャンプ場、ゴルフ場ほか、町内観光に深く関連するもの)

支援金額

1事業者あたり 10万円 (1回限り)

必要書類

- 町内に事業所があることを証明する書類(確定申告書の写し等)
- 定款、営業許可証等の事業内容が確認できる書類
- 卸売業者については、佐久圏域の飲食店等への納品書等の写し

申請期限

令和4年5月31日(火)まで